

議会機能の充実・強化に向け、議会基本条例制定へ

議会では、来年3月議会定例会での条例制定に向け、美浦村議会基本条例策定作業を進めています。

議会基本条例とは、条例案の第1条で、「この条例は、美浦村の持続的で豊かな発展の実現を目指すという議会の責務に立ち、住民自治を基本に、議会の活性化と機能強化を図るための基本事項を定めることを目的とするものである」とあるように、村政への村民の参加と議員の資質の向上等を図ることに、村民に開かれた、村民に身近な、信頼される議会を目指すための議会運営の決まりごとを定めるもので、理念だけではなく実践を義務付ける項目も多数あり、議会としての努力が求められます。北海道の栗山町で初めて

条例が制定され、現在では多くの自治体が基本条例を制定しています。

基本事項の主なものとして、議会としての自覚と公平性・透明性の確保(第2条)、議員相互間の自由討議の推進と議員の資質の向上を図るための不断の研鑽(第3条)、村民への説明責任と会議の原則公開(第4条)、議会報告会の年1回以上の開催を義務化(第5条)、議会事務局体制の充実(第10条)、議員の政治倫理(第15条)、条例の最高規範性(第16条)などがあげられます。

「議会のことはよくわからない」、「議会活動が見えない」、「議会を身近に感じない」と言われないように、常に開かれた議会を目指します。

条例の制定に当たっては、事前に議会ホームページ等でお知らせし、村民の皆様のお見聞をお聞きする予定です。

議 会 報 告 会 を 開 催 し ま す

議会は、「村民に信頼される議会」、「より身近な議会」の実現を目指し、議会の活性化に向けた取り組みを進めております。このたび、村議会の討議内容及び議決事件、議会改革の取り組みをご報告させていただくとともに、広く村民の皆様の貴重なご意見を頂戴し議会活動に反映させるため、議会報告会を初めて開催します。多くの村民の皆様の参加をお待ちしております。

【開催日時・会場】

開催日時：平成27年2月14日(土)
午前10時～12時(予定)
会 場：美浦村中央公民館大ホール
参加方法：申し込み不要
誰でも参加できます

議会報告会概要

- 平成26年第4回定例会の報告
(1)各常任委員会からの報告について
(2)質疑及び意見聴取
- 議会改革の取り組みについて
(1)議会基本条例の制定について
(2)質疑及び意見聴取
- 議会に関する意見交換